

富津市私立保育園 I C T 化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育業務の I C T 化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育業務の I C T 化を行うためのシステムを導入する私立保育園に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、国要綱及び富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所で、市内に設置されているものをいう。
- (2) 国要綱 令和6年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和6年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和7年2月13日こども家庭庁発こ成保第129号こども家庭庁長官通知）別紙の令和6年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和6年度補正予算分）分）交付要綱をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（第6条において「補助対象者」という。）は、私立保育園を運営する法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国要綱に定める保育所等における業務の I C T 化を行うためのシステムの導入に該当する事業で、次に掲げる機能とする。

- (1) 保育に係る計画・記録に関する機能
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- (3) 保護者との連絡に関する機能
- (4) キャッシュレス決済に関する機能

(補助基準額、補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助基準額、補助対象経費及び補助金額は、それぞれ別表第1及び別表第

2に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（次条及び第11条において「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市私立保育園ICT化推進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前にした行為に対する第12条及び第13条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助基準額	
A	保育に係る計画・記録に関する機能
B	園児の登園及び降園の管理に関する機能
C	保護者との連絡に関する機能
D	キャッシュレス決済に関する機能

(1) 1 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	200,000円
端末購入等を行う場合	1 施設当たり	700,000円
(2) 2 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	400,000円
端末購入等を行う場合	1 施設当たり	900,000円
(3) 3 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	600,000円
端末購入等を行う場合	1 施設当たり	1,100,000円
(4) 4 機能を導入する場合		
端末購入等を行わない場合	1 施設当たり	800,000円
端末購入等を行う場合	1 施設当たり	1,300,000円

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金額
補助対象事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。